后川朱公報

平成 24 年 4 月 13 日 (金曜日)

号

外

(第 32 号)

目 次

規 則

訓令

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 石川県税事務取扱規程の一部改正

(税 務 課) 23

規

則

石川県祝条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十五号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則 (昭和三十三年石川県規則第十四号) の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条の二」に、「第四十条」を「第四十条の二」に改める。

「及び換価の猶予」を削り、同号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える。こ税、自動車取得税、自動車税及び固定資産税」に改め、同号二中「徴収」を「法第十五条に規定する徴収」に改め、第三条第一号中「、県たばこ税及び固定資産税」を削り、同条第二号中「自動車取得税及び自動車税」を「県たば

ホ 滞納処分に関する事項

第三条に次の一号を加える。

五 条例第四十九条第三頃に規定する徴収取扱費の交付に関する事頃

合事務所総務企画部納税課」に改める。第五条第一項第四号中「県総合事務所総務企画部税務課」を「県中能登総合事務所総務企画部税務課、県奥能登総

八第四頃」を「及び第七十八条の六第四頃」に改める。の四第九頃」を「第七十八条の六第四頃」に、「、第七十八条の六第四頃、第七十八条の七第五頃及び第七十八条の第二十二条第二頃中「(附則第十一条の三第二項及び第四頃において準用する場合を含む。)」を削り、「第七十八条

つてする」を加える。き理える。き理由がない旨の通知」に改め、「、第二十三号の三様式による」の下に「更正をすべき理由がない旨の通知」に改め、「、第二十三号の三様式による」の下に「更正をすべき理由がない旨の通知書にま第二十三条の三中「条例第二十七条の二」を「法第二十条の九の三第四項」に、「通知書の様式」を「更正をすべ

第三十二条中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十六頃」に改める。

第三十三条中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第四十七項」に改める。

第二章第二節中第三十七条の前に次の一条を加える。

(医療法人等に係る所得の計算)

ては、この限りでない。ただし、当該医療法人等が租税特別措置法第六十七条第一項の適用を受ける場合におい提出しなければならない。ただし、当該医療法人等が租税特別措置法第六十七条第一項の適用を受ける場合におい医療法人等に係る所得金額の計算書(経費配分方式)によつて行い、これを当該事業税の申告書と併せて、知事にという。)が行う、条例第五十七条に規定する事業税の課税標準となる所得の計算は、第三十四号の二様式による第三十六条の二 医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(以下この条において「医療法人等」

一頃に規定する個別帰属益金額をいう。)及び損金の額又は個別帰属損金額(法人税法第八十一条の十八第一項に2 医療法人等が事業税の課税標準となる所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第

規定する個別帰属損金額をいう。) に算入されない部分をその他の部分と区別して経理していないときにおける当 該事業税の課税標準となる所得の計算は、前頃本文の規定にかかわらず、第三十四号の三様式による医療法人等に 係る所得金額の計算書(所得配分方式)によつて行い、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなけれ ばならない。

第三十九条中「第七十二条の四十九第七項又は第十一項」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第十二項」に改 め、同条の次に次の一条を加える。

(法人の設立等の届出の様式)

第三十九条の二 条例第六十二条の規定による届出は、第三十五号の三様式によつてしなければならない。

第二章第二節中第四十条の次に次の一条を加える。

(社会保険診療等に係る所得の計算)

第四十条の二(個人の行う事業に対する条例第六十三条の二に規定する事業税の課税標準となる所得の計算は、第三 十六号の四様式による社会保険診療等に係る所得の明細書によって行い、これを当該事業税の申告書と併せて、知 事に提出しなければならない。

第四十三条の三第二項中「当該施設の経営者」を「第三十八号の四様式によるゴルフ場利用税等級決定通知書によ り当該施設の経営者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(ゴルフ場利用税の非課税の適用に係る申請等)

- 第四十三条の四(法第七十五条の二)法第七十五条の三又は条例第八十九条第三項の規定の適用を受けようとする者 は、第三十八号の五様式によるゴルフ場利用税非課税・課税免除適用申請書を知事に提出するものとする。
- 2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第七十五条の三又は条例第八十九条第三項の規定の適用を受けようとす る者から第一項の規定によつて適用の申請があつた場合においては、第三十八号の六様式によるゴルフ場利用税の 非課税・課税免除適用競技会開催等届出書を所管県総合事務所長に提出しなければならない。

(ゴルフ場利用税の課税の特例に係る届出)

第四十三条の五(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、条例第八十九条第一項第一号又は第三号の規定の適用を受け ようとする者を確認した場合においては、第三十八号の七様式によるゴルフ場利用税の軽減税率適用届出書を所管 県総合事務所長に提出しなければならない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者登録申請書等の様式)

第四十四条の二(条例第九十三条第一項の規定による申請は、第三十八号の八様式によるゴルフ場利用税特別徴収義 務者登録(変更)申請書によつてしなければならない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(ゴルフ場の休業及び再開届の様式)

第四十六条の二 条例第九十六条第一項又は第二項の規定による届は、第四十一号の三様式によるゴルフ場(休業・

再開・廃業) 届によつてする。

第五十五条を次のように改める。

涨 日十 日 张 三 选

第六十九条の二第二項中「第六十八号の二様式」の下に「又は第六十八号の三様式」を加え、同条第三項を削り、 同条第四項中「第百四十一条第五項」を「第百四十一条第七項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十九条の三を削る。

附則第三項の前に見出しとして「(不動産取得税徴収猶予申請書等の様式)」を付する。

附則第四項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第二十六項」に改める。

附則第五項中「条例附則第十一条の三第二項」を「法附則第十一条の四第二項」に、「条例第七十六条第二項」を 「法附則第七十三条の二十五第二項」に改める。

附則第六項を次のように改める。

(法人の県民税等の賦課徴収に関する所管区域等の特例除外)

- 条例附則第十九条に規定する規則で定める事項は、法人の県民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の 事業税、軽油引取税、鉱区税及び狩猟税の賦課徴収(軽油引取税については、特別徴収義務者に係る賦課徴収に限 る。)に関する次に掲げる事頃とする。
 - | 法第十三条の二第三項後段に規定する繰上徴収の紡期限の変更の告知に関する事項

- 二 督促状の発付に関する事項
- 三、法第十三条の二第三項に規定する繰上徴収の告知後の徴収及び督促状発付後の徴収に関する事項
- 四 法第十五条に規定する徴収の猶予及び換価の猶予に関する事項
- 五 滞納処分に関する事項
- 六 延滞金の減免に関する事項

附則第七項を次のように改める。

(個人の県民税等の賦課徴収に関する所管区域等の特例除外)

- に掲げる事頃とする。 利用税及び軽油引取税の賦課徴収(軽油引取税については、特別徴収義務者に係る賦課徴収を除く。)に関する太フ 条例附則第十九条の二に規定する規則で定める事項は、個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場
 - | 法第十三条の二第三項後段に規定する繰上徴収の納期限の変更の告知に関する事項
 - 二 督促状の発付に関する事項
 - 三 法第十三条の二第三項に規定する繰上徴収の告知後の徴収及び督促状発付後の徴収に関する事項
 - 四 法第十五条に規定する徴収の猶予及び換価の猶予に関する事項
 - 五 滞納処分に関する事項
 - 六 延滞金の減免に関する事項

武温無川中様式中「殿」や「様」 U A A 、 回様式 要 m へ 日 「第18条第6号の 助成金」 や 「第49条第1項第6号の 助成金等」 U A A A 。

別記第四号様式及び別記第五号様式を削る。

石川県税条例施行規則様式目次中

「第十九号の三様式(その四)	不動産取得稅徴収猶予申告書 (市街地再開発組合関係)	無二十条	
第十九号の三様式 (その五)	不動產取得稅徵収猶予申告書 (事業協同組合等関係)	第二十条	
第十九号の三様式 (その六)	関係) 不動産取得税徴収猶予申告書(農地保有合理化促進事業	第二十条	
第十九号の三様式(その七)	不動產取得稅徵収猶予申告書 (土地改良区等関係)	Ж 二十條	
第十九号の三様式 (その八)	係) 不動産取得税徴収猶予申告書(外国人留学生用寄宿舎関	*************************************	
「第十九号の三様式(その四)	不動產取得稅徵収猶予申告書 (再開発会社関係)	第二十条	
第十九号の三様式 (その五)	不動產取得稅徵収猶予申告書 (事業協同組合等関係)	第二十条 に、	•
第十九号の三様式 (その六)	不動產取得稅徵収猶予申告書 (土地改良区関係)	無二十條]	
「第三十四号様式	法人祝額等通知書	第三十五条 」 を	
「第三十四号樣式	法人祝額等通知書	第三十五条	
第三十四号の二様式	医療法人等に係る所得金額の計算書 (経費配分方式)	第三十六条の二 に、	•
第三十四号の三様式	医療法人等に係る所得金額の計算書 (所得配分方式)	第三十六条のこ	
第三十五号の二様式「	变更 由告期限延長承認 取消 取消	第三十七条の三 を	
第三十五号の二様式「	变更 由告期限延長承認 通知書 取消	第三十七条の三	
第三十五号の三様式(その一)	法人の設立 (支店・出張所等の設定)・廃止届	第三十九条の二	,
第三十五号の三様式(その二)	法人の異動届	第三十九条の二	
第三十五号の三様式(その三)	法人の解散 (清算)・合併届	第三十九条の二	
第三十五号の三様式 (その四)	法人税に係る連結納税の承認等の届出書	第三十九条のこ」	
「第三十六号の三様式	災害による個人事業税の減免申請書	第四十条 」 を	
「第三十六号の三様式	災害による個人事業税の減免申請書	第四十条	,
第三十六号の四様式	社会保険診療等に係る所得の明細書	第四十条の二 」	
「第三十八号の三様式	ゴルフ場利用税等級決定 (取消) 通知書	第四十三条の三」を	

4	平	² 成 24 年	4月13	日 (金曜日)	石	i JII	県	公	報			号		外
Гβ	K -	十二十	の三様 [†]	Ħ	ゴルフ場利	用税等。	然決定	(政消)通知書			第四十II	柴6	П
掛	K -	十 <��	の四様	Ħ	ゴルフ場科	用税等。	然決定	連知書				無四十 II	 	Щ
Į į	KIII-	十 <中	の五様。	Ħ	ゴルフ場所	用税非	誅税・	課稅免	透 烟田田	腊州		第四十II	l 条 G E	<u> </u>
₽	KIII-	十八号	の六様士	ជ	出書ゴルフ場利	用税の非	非課税	・課税	免除適用	既技会	開催等届	※ 四十III	俳色	<u> </u>
掛	K -	十 <��	の七様。	Ä	ゴルフ場所	用税の暫	軽減税!		世 日軸			第四十II	 	4
計	KIII+	⊢<⊪€	の人様式	3 (MBI)	ゴルフ場利	用稅特問	忠徴以	義務者	宮禄申請の	HI		第四十四	株の	1
計	₭ !!! 	⊢<⊪€	の人様式	3 (MBII)	ゴルフ場利	用稅特別	总徴以	義務者	宮線 (変)	刪) ⊞	###	第四十四	徐6	ر ا
Г	K -	十九号	様式 (ハ	P611) ₺					•					
1.			-	•										₩
		 փ։	#X1->		ゴルフ場科	自光内。		Шπ				第四十六	, NK	
		十字様:			三 俊	· т н. «: "	/ ш /Iпі	ШШ				\$IV ET 1 . IV	. 41K.	J
		┼┤ ╟╬			ゴルフ場利消除			Шπ				第四十六	, NK	니었
			OⅡ禁† Me liti						пш					
₹ 1		<u> </u>	Ø1 ₩1	Н	ゴルフ冑(左, ₩ 。 μ	井≕ ° 1	₾粣)	哩			第四十六	. 41k Q 1	11
_		コロ州メイン	(du O)											
	KH1	փ, <u>‡₹,</u> ԼΗ	(₩6+	r) u										
ΙГ														
Г		□		課税標準額	税率	Ŧ	兌額か	ら減額	する額		納付る	すべき税額	į	
Г		X	分	課税標準額	税率 ①	Ŧ	兑額か	ら減額	する額 _ウ			すべき税額 ① - ヴ = エ		
ſ	土		分正額		1	Ŧ	党額か	ら減額		円				-
F	土地・	更		7	1	T	党額か	ら減額		円)	- 40
r	土地	更」	正額	7	1	*	党額か	ら減額		円)	- ф
	土地・家	更」	正額	7	1	*	党額か	ら減額 		P)	- W
Г	土地・家屋	賦 課 差引	正額!済額	7	1					P	⑦ × €		P 円	_
	土地・家屋	更」	正額	⑦ 円	3				(b)	P	⑦×ć 納付。	⑦ - ⑨ = Œ	円 円	_
	土地・家屋	更 賦 課 差引	正額!済額不足額	デ 円 課税標準額	税率				する額	円	⑦×ć 納付。	了 - ⊕ = Œ すべき税額	円 円	_
	土地・家屋	賦 課 差引	正額!済額	デ 円 課税標準額	税率				する額		⑦×ć 納付。	了 - ⊕ = Œ すべき税額	P P	_
	土地・家屋	更 賦 課 差引	正額!済額不足額	デ 円 課税標準額	税率				する額		⑦×ć 納付。	了 - ⊕ = Œ すべき税額	P P	_
	土地・家屋 更 正	更 賦 課 差引	正額!済額不足額	デ 円 課税標準額	税率				する額		⑦×ć 納付。	了 - ⊕ = Œ すべき税額	P P	_
	土地・家屋	更 課 課 差引 之	正 額 額 額 不足額 分 地	デ 円 課税標準額	税率				する額		⑦×ć 納付。	了 - ⊕ = Œ すべき税額	P P	_
	土地・家屋 更 正	更 課 課 差引 之	正 額 額 額 不足額 分 地	デ 円 課税標準額	税率				する額		⑦×ć 納付。	了 - ⊕ = Œ すべき税額	P P	_

もる。

 \pm

税

共同取得者

 地

屋

額

第七号様式(その一)を次のように改める。

第7号様式 (その1)

様

年 月 В

石川県 事務所長

号

法人事業税 地方法人特別税 更 正 決 知 法人県民税 定 加算金決定 通 書 法人事業税 地方法人特別税 の 課税標準額 税 額 加 算 金 を次のとおり 法人県民税 更正 決定 したので、通知します。

			年度随時	登	録番号				Į	事業年度		年	F	1	日から	, 1	年 月	E	まで
			法人事業	税	及び	地	方法人特	別税					法	人		県	民	税	
	×		分	部	果 税 標	票 準 額	税率(/10		税	額				(使途和) 匿金	说額等)	(
			所 得 金 額 総 額	兆	十億 百	万一千	FI / IC	,01			1		課税	総		額	1.1	1,,1,	
		所	年 万円 以下の金額				1	100	兆 十億	百万 千 F	更		標準額	本	県	分			
			年 万円を超え 年 万円以下の金額 年 万円				/	100					税		率				/ 1
	更	得	年 万円 を超える金額				/	100			E	法		税		額		-	_
		割	計 ②								1 .	\vdash					++++	+++	4
法	正		軽減税率不適 用法人の金額				1	100			11	-	国法ノ				11111	لبلل	4
		付価値	付加価値額総額								決	仮	装経理	に基づく	控除	額		ىلىل	ىلى
		加割	付加価値額 ②				1	100		11 11 11	定	利	子 割	額の	空除	額	Hill	1111	
		資	資本金等の額総額					$\overline{}$			11 -		税条約の	実施に係	る控除	額			
人	決	本割	資本金等の額 28				1	100			1	差	引 -	-					
		ЦΣ	収入金額総額					$\overline{}$			1	課		標	準	額	+++	+++	
	定	割	収入金額 29				1	100			1						++++	لبللة	1
		仮	装 経 理	に 暑	し・し づ	く控	除額	30			更	法	人	税	割	額		ىنىن	111
		租	税条約の	実施		係る控	除額	30		111111	1	外	国法ノ	人 税 額	控除	額		طيط	<u> </u>
事		-	25 + 27 + 28 + 29 - 0					32		111111	I E	仮	装経理	に基づく	(控除	額	Lilia	111	пli
			所 得 金 額 総 額	兆	十億 百		F	$\overline{}$	-		1	利	子 割	額の	空除	額			
		所	年 万円					100	兆 十億	百万 干 F	前	和	税条約の	実施に係	る控除	額			
		得	以下の金額 年 万円を超え 年 万円以下の金額					100			1			-			++++	+++	
業	更	金	年 万円					100			1		21				1	444	111
214	~	額	を超える金額 計 33					=		111111	1 1		減法人		-	10		للبللة	
			軽減税率不適	Ш				100		111111	. 既 過 :	速 行大でで	請求ある場	利 チョ合の納	朝 付額	מי 24			
	正	付	用法人の金額 ³⁹ 加価値額 36					100			納作	寸す ^	べき法人	税割額	+		1.1.	1111	
		_	本金等の額 36				+	100		11111	事	務所	等を	有して	: l1 /:	: 月数			
税	前	収	入金額鄒					100			更	正 ·	. 決 5	三均等	割	額		T I.	
	"	仮		レー・ 基	<u> </u> 長 づ	く控	除額	38			更	Œ	前均	等 等	割	額	HH		
		租	税条約の	実が		係る控	除額	39			1 -				mu	пн	HH	HН	4#
		-	33 + 35 + 36 + 37 - 0					40			l		減均等		-			لبلل	111
	納	付	すべきま			80 (32)	- 10	41			- 納 1	付すり	べき県	民税額	+			ىلىل	ىلل
	m.,	-	割に係る税額 ⑫					100	兆 十億	百万 干 F	1	利	子割額	(控除る	される	べき額)			
	更		割に係る税額 ③				+	100		11 11 11	利子 割	控	除	Ų.	た	金額	20		
地	更正・	仮		に - 基	ま づ	く控	除額	44			割額	153	除でき			ない額) - 21)	22	+++	
方	決定	租		実が	ー 色 に ・	係る控	除額	45			額に関							444	
法		差	3l @ +			44	- 45	46			- す	既	に還付				23 1	لثلث	44
人		-	割に係る税額 ⑰					100	兆 十億	百万 干 F	計算	過	返 刊 大である				24	ىلىنا	Щ
特	更	-	、割に係る税額 48					100			1 L	還	付	利 子	割	額	22 - 23	طيط	عللت
別	正	仮		<u>レー・</u> に	<u>L レ・ </u>	く控	除額	49				分	割	基準		更	正前	更正	・決定
税	前	租		実が		係る控	除額	50			1	見 民	#6 / I	. 2	1県分				
		差	5l 40 +	(4:	8 -	49	- 50	51)			1 📙 ໍ	ns Ct	税 (人	, #	総数				
	納付	す	べき地方	法人	特別	税 額 46	- 50	52			事	従業	者数・発 定資産の	電所 2	以 県分				
納付			事業税額及					+ 52			. 尹	(人・	・円)	#	& 数	11			
						更	正前		更	正・決定	- 素	事務定資	所数・(編 産の価額 延長 K I	8)固 2	卜県分				
	-	と期に	:繰り越す欠損金等の額	捌						11 11	177	道の(所・	延長 KI ・円・KN	M 数 // 1)	& 数				
	法		人 事 業 税		及 び	地 方	法人	、特	別	税の	加 1	算 :	金				指定	納期阻	
	×		分		基礎とな	る税額	加算。	金 額	53	既納付加算金額	54 納	付すべき	き加算金額	53 - 54			年	月	日
			申告加算金	金山			11 11	11		1 11 11		1							
重	1	10	算 第	ŝ .										1.1		3	更 正 の	請求	日

合

更 正 の 請 求 日 年 月 日

備 考

納付場所 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は石川県内の県総合 (県税) 事務所

無十元中の川戦行 (中の区) 日「市街地再開発組合」ゆ「再開発会社」リ、「殿」や「様」リ、「組合名」や「法人名」リ、「譲渡する」や「譲受け」リ、「組合員」や「予定者等」リおる、厄戦行悪や一日「敷地の取得にあつては3年、建築物の取得にあつては6月以内に組合が当該組合の組合員(参加組合員を除く。)に譲渡する」や「都市開発法に定める工事の完了の公告があつた日の翌日に譲受け予定者等が譲り受ける」リおるや。

削り、同様式を第十九号の三様式(その六)とし、第十九号の三様式(その八)を削る。の三様式(その七)中「叶ほ及砂区塀」を「叶ほ及砂区」に改め、「乂は沖入」及び「乂は濉话和か即法入」を第十九号の三様式(その五)を削り、第十九号の三様式(その六)を第十九号の三様式(その五)とし、第十九号

無川十川中6川獎指任「石川県税条例第27条の2」以「地方税法第20条の9の3第4項」 旦 おるゆ。

第二十六00円十様式権を中・「通知書」を「計算書」に対める。

無三十二号の二様式中「第53条第45項」を「第53条第44項」に、「第53条第46項」を「第53条第45項」に改める。

胐 中 田 믑 辉 事務所長 皿 重加対応所得 第 年 法 人 税处理年月日 (使途秘匿金税額等) 法 人 税 額 \mathbb{H} 出 熈 紪 課税所得 岛 ・・から・・まで · ・・ で · ま で ・・ならいまっています。 らな・・ ひば・・ だま・・ · ・・ で らな・・ らがま・・ .. から ・ ま で . . 105 ・ ま で .. から . . 105 . . から 事業年度 浆 \prec 連絡先所在地 洪 法人名 下記のとおり通知します。 槳 市町長 法源番号 第34号様式 法人翻号

医療法人等に係る所得金額の計算書 (経費配分方式)

(その1)

 事業
 ・ から

 年度
 ・ まで

	平 反	ع د ا		
総所得	异金額 (第6号様式別表5再仮計)		(1)	
計算の基礎と	社 会 保 険 診 療 に 係 る 収 入 金	額 [(ア)]	(2)	
する収入金額	医療保健業の総収入金	額 [红]	(3)	
	社 会 保 険 診 療 に 係 る 専 属 経	費 [(オ)]	(4)	
経費の額の内訳	社会保険診療以外に係る専属総	至費 [(カ)]	(5)	
	共 通 経	費 [(キ)]	(6)	
社会保険診療に	社会保険診療に係る経費の額 [(4)+(6	S) x (2) / (3)]	(7)	
係る所得の計算	社会保険診療に係る所得金額	[(2) - (7)]	(8)	
	当 期 分 の 所 得 金 額	[(1) - (8)]	(9)	
課税所得金額の計算	繰越欠損金又は災害損失金の当其	押控 除額	(10)	
並 領 切 引 昇	課 税 標 準 と な る 所 得 金 額	[(9) - (10)]	(11)	

計算の基礎とする収入金額の計算

	の坐旋し					F									
	健 恳	<u> </u>	呆	険		法	円		労	働者	災害	補	償 保	険 法	
	国民		秉 保)	法			介	護		保	険	法	
	高齢保	者に関	D 医 す	<u></u> る		の 律			自	費	診	療	収	入	
	船員		呆	険	į	法			入阝	完料、	ベッ	ノドイ	化差额	収入	
社	国家公	務員	共済	組	合	法		_	健力	康診託	断、医	予療	防注収	射等入	
会	防衛給与領	省に関	か 関 す	ま る	員 (の律		医	そ	の ft	也 の	医	療し	以 入	
保	地方公							療	利子	P補給:	金・事	事務 取	极手数	放料等	
険	私立学	校教	職員	其	済 :	法		保	患者	者、 ′	付添	人食	事代	収入	
診	戦傷症	声者 \$	寺別	援	護	法		健	健	康診	断	等前	E明	収入	
療	母三	Z (:	呆	健	;	法		業	受記	託技工	Ľ,	検査	料等	収入	
	児 重		畐	祉		法		に	嘱		託		収	入	
に	原子爆援 護	弾被原に関	暴者 l す	に 対 る	すす法	る律		係		子 等					
係	生		呆	護		法		る る	電記寝	乱 真 〔	気、 手 使	ガス . 用	、テレ料 し	/ビ、 以 入	
る	中国残留邦 永住帰国後							マ	生產	全品販	売・	不用	品売去	収入	
収	精神保福 祉	健 及 7 に 関	び精 i す	神 障 る	章害: 法	者律									
入	麻薬及	び向業	青神	薬取	又締	法		の							
金	感染症の者に対す	「る医療	奈に関	す	る法	律		他							
額	心神喪失等 行った者の	の状態で 医療及び	で重大が 観察等	な他語	害行為 する法	を律		の							
	介言	美	呆	険	;	法		収							
	障害	者自	$\dot{\underline{\mathbf{V}}}$	支	援	法		入							
	法人	税	別	表	₹	四		金	法	人	税	別	表	四	
	計 (上記の	(2)欄・	<u>^)</u>	((ア)		額				計		(イ)	
その	の他の収								70	の他の	事業		品販売		
入に	こ含めな									収入:		物貸	品・ 付し	資産 及入	
l 14]	又入金額									数なもの					
• ₹	その他の									医療保険 へ金額に		法	人税別	人表四	
事業	業の収入	法人	、税	別	表	四]	しるも	5ののみ	▶記載		計	(ウ)	
金額	頁		言	t						業の総 D(3)欄		金額	ア) + (1	') + (ウ) (エ)	

	カ2)				事業		•		•		から	法人	名				
療化	呆健業に係る				年度		٠		•		まで						
	X	5	<u> </u>		金	額	円			X		分			金	額	
.																	
社 会																	
保																	
) (注) (注)																	
··· 療 _																	
に								共									
係る																	
専_																	
属 _ 経																	
典	法人和	 说 別	表	四													
	計(本表			(才)													
	HI (I P	7100		. ,													
								通									
ż ∔																	
会																	
社会保険診療以																	
衫 療 -																	
外上																	
に係る専																	
る 専																	
属層層																	
費・								経									
その																	
他丨																	
事																	
美に「																	
の事業に係る経費																	
経 費 -																	
· 軽																	
微しな								費									
(軽微なもの以外)								,									
以外																	
८ ├								-									
	法人和	. 別	表	四					法	人	税	別	表	四			

第34号の3様式

医療法人等に係る所得金額の計算書 (所得配分方式)

(その1) 事業

法人名 年度・ まで 総所得金額 (第6号樣式別表5再仮計) (1) 医療保健業とその他の 医療保健業の所得金額 [(1) - (3) - (4)] 事業とを併せて行う場合 そ の 他 の 事 業 の 所 得 金 額 (3)

から

又は土地譲渡益等がある 場合の所得の区分土 地 譲 渡 益 等 (4) 社会保険診療に係る収入金額 [(ア)] 計算の基礎と (5) 社会保険 する収入金額 医療保健業の総収入金額[江] (6) 診療に係る 社 会 保 険 診療に係 る所 金額 所得の計算 [(1) **x** (5) / (6) **Z** (2) **x** (5)/ (6)] 期 得 分 の 所 金 額 **[**(1) **-** (7)**]** | (8) 課税所得 繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (9) 金額の計算 課税標 準 と な 得 金 [(8) - (9)] (10)る 所 額

計算の基礎とする収入金額の計算

	- 9 る以八並領の計算			
健	東 保 険 法	円		労 働 者 災 害 補 償 保 険 法
国民	健康保険法			介 護 保 険 法
高齢確保	者の医療のに関する法律			自 費 診 療 収 入
船	員 保 険 法			入院料、ベッド代差額収入
^社 国家 2	公務員共済組合法		_	健康診断、予防注射等 受 託 医 療 収 入
会防衛給与	省の職員の		医	その他の医療収入
	務員等共済組合法		療	利子補給金・事務取扱手数料等
険 私立等	之校教職員共済法		保	患者、付添人食事代収入
診 戦傷	病 者 特 別 援 護 法		健	健康診断等証明収入
	子 保 健 法		業	受託技工、 検査料等収入
	童 福 祉 法		に	嘱 託 収 入
原子爆 援 護	弾被爆者に対する に 関 す る 法 律		係	利子等及び配当等収入
任 生	活 保 護 法		る	電話、電気、ガス、テレビ、寝 具 等 使 用 料 収 入
永住帰国	耶人等の円滑な帰国の促進及び 後の自立の支援に関する法律			生産品販売・不用品売却収入
収 精神保福 祉	提健及び精神障害者 に関する法律		そ	
	び向精神薬取締法		の	
金 感染症者に対	の予防及び感染症の患 する医療に関する法律		他	
	等の状態で重大な他害行為を D医療及び観察等に関する法律		の	
介	護 保 険 法		収	
障害	者 自 立 支 援 法		入	
法人	、税別表四		金	法 人 税 別 表 四
計	(上記の(5)欄へ) (ア)		額	計 (イ)
その他の収			口只	その他の事業 商品販売収入
入に含めな				の収入金額物品・資産資付収入
い収入金額				「軽微なものとし」
・その他の				て医療保険業の 以入金額に含め 法人税別表四
事業の収入	法人税別表四			Latonのみ記載
金額	計		医療	療保健業の総収入金額 (ア) + (イ) + (ウ) 上記の(6)欄へ) (エ)

35号の3様式(そ			次の四様式	3.多时	える。								
受付印		,					処理 事項		処理年月日		•	•	
The state of the s			法人の設	立 (3	友店・出引	長所等(の設置)	• 廃.	止届				
年	F	3	日		体 后折 在 均		話 ()	_			
					いりがたよ 人 名								
石川県	事剂	务所長	養 様		た 表 者 そ 名 E	.						(I)	
					送 付 <i>5</i>	₹	話()	_			及関
石川県税条例第6	32条に	こより)、次のと	おり履	量けます。								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
届出の区分 (いずれかに)				. 支	店・出引	長所等			3. 支店・			廃止	絡 氏 先 名
	本店に	こ関す	ること			±n ===			出張所等に関	するこ	٢		
設立年月日資本金の額			年		日円	段 直年	: (廃. 月			年	月	日	
又は出資金の額					-	名		称					
資本金等の額		—			円	所	在	地	=	`			
事業年度		年 月	日から		日まで			の他の	電話 ()支店等の有 止の場合のみ		有	· 無	
		月	日から	月	日まで	()## L	ᆸᅁᅀᇧ	门儿,说,	エのねロのの				
地方税の申告期限の延長の	事業税	月有・無	日から ・ ・	月 ・ ・		(*/#L		月間					
	事業税 住民税	有・	日から ・ ・ ・	Д ·	の事業	-	から		事業の種類	### <i> </i>			(局

- 備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。
 - 2 「送付先」の欄は、本店所在地を送付先とする場合は記載の必要はありません。
 - 3 「地方税の申告期限の延長の処分 (承認) の有無」の欄は、新たに支店等を設置した場合に、既に地方税法第72条の25第3項等の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けているときに、「有」をで囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。

なお、「有」を で囲まれた場合は、本店所在地の知事に提出した届出書 (申請書) の写しを添付くださるようお願いします。(石川県に本店のある法人は添付不要です。)

4 定款及び登記事項証明書の写しを添付してください。

2 平成 24 年 4 月 1	3日 (金曜日)	1 	外
第35号の3様式(そ	· の 2)		
受付		処理 事項 入力処理年月日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
印	法人	の異動届	
年	月 日	本 店 所 在 地 電話 () -	
石川県	事務所長 様	ふりがな 法 人 名 代 表 者	
		氏名印	
次のとおり異動が	があったので石川県税祭	条例第62条により届けます。	
区分	移転 (変更) 年月日	新旧	
ふりがな			
法人の名称			
本店の所在地			及関
支店・出張所 等 の 所 在 地			び税
代 表 者			連理出
事業年度		月 日から 月 日から 月 日まで 月 日まで 月 日から 月 日から 月 日まで 月 日まで	先名
資本金の額 又は出資金の額			
資本金等の額			
事務所・事業所の 設置状況		1. 本県のみ 1. 本県のみ 2. 2の都道府県にまたがる 2. 2の都道府県にまたがる 3. 3以上の都道府県にまたがる 3. 3以上の都道府県にまたがる	
送 付 先			局
そ の 他			
1	· ·	ı	1

備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。

摘

要

- 2 「事務所・事業所の設置状況」欄は、該当する箇所を で囲んでください。
- 3 異動事項を証する書類 (登記事項証明書の写し等) を添付してください。

	. ග 3)									
					処理	入力処理	年月日	,	•	•
受付					事項	法人	番号			
印	法人	の解散(消	青り	算)・	合	併 届				
年	月 日	法人の所在地	電記	舌 ()	-			
石川県	事務所長 様	法 人 名								
		代表者 (清算人) 氏名印								•
石川県税条例第6	62条により、次のとお	り届けます。								
届出の区分 (いずれかに)	1	. 解 散	2	2.清	算	3	. 合 併			
解	散 (清算) に関するこ	ح				合併に関	すること			
解散(清算)年月日	年	月 日	合	併年	月日			年	月	日
清 住 所			合	所 在	E 地					
算 氏 名			併法	名	称					
人電話番号			人	電話	番号					
解散理由(清算	算の場合は記載不要)		被合品	所 右	E 地					
			被合併法人	名	称					
添付書類	登記事項証明書 (写	U)	添	付書	書 類	定款 (写登記事項合併契約	証明書(
			••							

- 備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。
 - 2 解散又は清算の場合は登記事項証明書の写しを、合併の場合は定款、登記事項証明書及び合併契約書 の写しを添付してください。

•									
	及関								
	び ^与								
	連理								
	絡氏								
	先 名								
)									
<u>н</u>									
Я									
日									
日									
連結法人となる 事業税 有 ・・・ の事業年度から 月間 7									
/ 기미									
, 기리									
月間									
	局								
	局								
	局。								
	局.								
	日 日 日 日								

備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。

2 「連結法人の種類」等の欄の については、該当するものにレ印を付してください。

第三十六号の三様式の次に次の一様式を加える。

第36号の 4 様式

在所得分	计会保	険診療等	に係る	所得の	田畑書
ナハカカ		ハスログルスマナ		771 ITT V2	

年 月 日

石川県 事務所長 様

住 所 氏 名 A 職 種 電話番号 生年月日

所得税の確定申告書の区分等

申告書の区分	1 2	青色申告 白色申告	租税特別措置法 第26条適用の有 無	1 2	適 用	関与税理士の住 所・氏名・電話 番号	()	局	
--------	-----	--------------	--------------------------	-----	-----	--------------------------	---	---	---	--

(注) 医業又は歯科医業の方は、該当する番号を で囲んでください。

所得等の明細書

		A 0	内 訳		
区分	年 所得分	社会保険診療等	B以外のもの	概要	
	A	に係るもの B	ロ以外のもの		
	ア 円	エ	キ (ア - エ)		
収入金額					
	1	オ	ク	前年事業税額	
必要経費				ı	円
	ウ (ア - イ)	カ (エ・オ)	ケ (キ - ク)		
差引所得					

- (注) 1 本人が自署する場合は、押印を省略することができます。
 - 2 租税特別措置法第26条の適用を受けない方は、「ク」欄の金額を求めるために用いた平均換算率の基 礎となった数値を次の算式の () に記入してください。

社会保険診療等以外の処置等を社会保険診療等によるものとした場合の請求額(9	
	=	平均換算率 (0.)
社会保険診療等以外の処置等による請求額 () 円		(小数点以下第3位まで)

第三十八号の三様式の次に次の六様式を加える。

第38号の47	瑟式
---------	----

第 믁 年 月 日

特別徴収義務者

住所又は所在地

氏名又は名称

樣

石川県 事務所長 印

ゴルフ場利用税等級決定通知書

次のとおりゴルフ場の等級を決定しましたので、石川県税条例施行規則第43条の3第2項の規定により通 知します。

ゴル	所	在	地				(電話	_	_)
フ 場	名;	称 又 は	屋号							
決	定	した	等級	級	税率	1人	1日につき			円
適	用	年 月	日		年	月	日から適用する。			
備			考							

- 備考 1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政 不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成 し、なるべく当所を経由して提出してください。
 - 2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送 達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となりま す。) 提起することができます。ただし、

審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第38号の5様式

ゴルフ場利用税非課税・課税免除適用申請書

石川県知事様

ゴルフ場利用税の非課税・課税免除の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

利用ゴルフ場名		
利 用 年 月 日	年	月日
住所		区 メンバー
氏 名		分 ビジター
生 年 月 日	大・昭・平 年	月日生
非課税等適用区分	70歳以上 18歳未満 教育活動等 国民体育大会	障害者等 スポーツマスターズ等
証 明 書 の 種 類	運転免許証 学生証 障害者手帳等 学校長の証明 その他 (職員証 パスポート 教育委員会の証明
備考		

備考 1 該当する の中にレ点を付けてください。

- 2 70歳以上、18歳未満及び障害者等の方は、この申請書を、利用するゴルフ場が最初の利用である場合 にゴルフ場に提出してください。また、受付の際に非課税利用に該当することを証明する証明書をゴル フ場に提示してください。
- 3 教育活動等、国民体育大会、スポーツマスターズ等の利用の場合は、利用の都度この申請書を提出し てください。その際には、受付に非課税・課税免除利用に該当することを証明する証明書をゴルフ場に 提出してください。
- 4 この申請書を提出しない場合、2又は3の証明書を提示又は提出しない場合は、非課税・課税免除の 適用を受けられない場合があります。

第38号の(6 様式
--------	------

				ゴル	フ場利用税の非課税・課税免除適用競技会開催等届出書			
	石川!	県	事	務所長	様	年	月	日
					特別徴収義務者 所在地 名 称			
	次のと	おり届	量出し	ます。	_			
ゴ	所		在	地	(電話	-	_)
ルフ	名和	你 又	は	屋号				
場	特別	省場	又義	務者名				
期				間	年 月 日から 年 月 日まで			
予	ភ	Ē	人	員				
理				由				
摘				要				

備考 この届出書は、国体・スポーツマスターズ等、ゴルフ場会場周年記念における招待、従業員の福利厚生の ための利用、プロゴルフトーナメント等を実施する場合に、予め提出すること。

								ゴルフ	場利月	用税の	の軽減	咸税3	率適用届出	書						
	石ノ	川県		事	務所	f長	様										年	月	В	
													所	収義務 在地 称	ži i				(II)	
	次のと	とおり)届と	出し	ます	٦.														
ゴルフ場	所		在			地								([官話		-	-)	
场	名	称	又	は	屋	号														
		X						通	常	の	料	金			軽	減:	後の米			
利用					分		平	日	±	曜	日		旧曜 ・ 祝休)日	平	日	土	曜日		日 曜 ・ (祝休)日	ĺ
料		歳以	上7	70 虎	歳 未															
金	早					朝														
	薄					暮														
	65 ;	歳 以	上石	70 肩	歳 未	満				年	ļ	Ħ	日から	年	F	1	日まで	3		
適用期	早					朝				年		月	日から]始時間	年 時] 分以	日まで .前)	2		
間	薄					暮				年		月	日から]始時間	年 時] 分以		\$		
摘						要														

備考 利用料金欄には、ビジターの料金 (利用者が任意に支払う料金は含まれない。) を記入すること。

20	平成 24 年 4	月1	3日	(金曜	日)	7	5	Ш	県	公	報					号	外
第38년	号の8様式	(そ	·の 1)													
						ゴルフ場	利月	用税特別	引徴収	又義務者	皆登録 申	申請書	E				
	石川県		事	事務 所	ī長	様									年	月	日
	次のとお	门曲	詰し	, ≵ ਰ								収義 在地 称					Ð
	X07C07	·	'nH C	<i></i>	0												
ゴル	, Н	7	玍		地								(電話	舌	-	_)
フ 場		又	は	屋	号								-				
Ė	営 業 開	始	年	月	日						年	月		日			
		金	X	分		グリーンフィー	-										
利用	377				日												
料金	エ	В	翟		日												
312	日曜	• (祝	休)	日												
施		数					朩	ニール	٦	- ス	総延	長					ヤード゛
設の概	面	積						m²	ク	ラブハ	ウス面	積					m²
要		他															
+	·····································	声															

備考 施設概要が分かるパンフレット等と料金表を添付してください。

					:	ゴルフ場利用科	说特別徴収義	務者登録(変見	E) 申請	*			
	石	川県		事務戶	沂長	樣					年	月	日
								所	収義務者 在地 称	·			(1)
	次の	とお	り申請	青します	† .								
ゴルフ	所	:	在		地				(電	話	-	_)
場	名	称	又	は 屋	号								
変	į	更	年	月	日			年	月	日			
		変	更	項目			新				IΒ		
変													
		料	金	X	分	グリーンフィー							
更	利		平		日								
事	用	新	土	曜	日								
			日曜・(祝休)日		木)日								
項	料		平		日								
	金	旧	土	曜	日								
			日曜	・(祝信	木)日								

備考 施設概要に変更があった場合はパンフレット等、利用料金に変更があった場合は料金表を添付してくださ l1.

第四十一号様式 (裏) 次のように改める。 第41号様式(裏)

年 月分利用人員内訳書

(単位:人)

区分	通	常	分	車	圣減利		り用 タ)		非能	果 税	利月	月分		課税	
日付	非会員	会員	計	65歳以 上70歳 未満	早朝	薄暮	競技会	計	18歳 未満	70歳 以上	障害者	国体	教育 活動	計	免除 等分	備考
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
計																

備考 「課税免除等」欄には、「非課税利用分」以外で、グリーンキーパーがコースの維持管理のために使用す る場合等ゴルフ場利用税が課税されない利用行為に係る人員を記載してください。

第四十一号様式の次に次の一様式を加える。

第41号の 2 様式

	ゴルフ場(休業・再開・廃業)届												
	石川県	事務所長	. 样					年	月	日			
	11川末	∌₺₺₧₢	E 17K										
					特別徴収 所在								
					名								
	次のとおり	届出します。											
ゴ	所	在 坩	l										
ル						(電	話	-	-)			
フ 場	名称又	ては 屋 号	 										
休	業・再開	・廃業の別	J	休業 ・ 再開 ・ 廃業	届出年	月日		年	月	日			
理		Ħ	I										
摘		罗	į										

- 備考 1 休業の期間が1月を超えない場合は、届出を省略して差し支えありません。
 - 2 廃業した場合は、10日以内に登録証票を県総合(県税)事務所へ返納してください。

温温

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県税条例施行規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用す
- 2 この規則による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整を して使用することができる。

石川県訓令第6号

総務部税務課 県 総 合 事 務 所 県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程 (昭和32年石川県訓令甲第6号) の一部を次のように改正する。 平成24年 4 月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

第20%第1点中「又は県民税利子割の納税義務者等について第十五条第一項本文の規定による事務の引継ぎをした 野仙」を削る。

第86条中「無十七米」の下に「、無十七米の二」を加え、同条第1号中「、県社ゼコ税及び固任河産税」を削り、 同染紙2³ 中「自動車取得税及び自動車税」が「県たばこ税、自動車取得税、自動車税及び固定資産税」に及め、 「戍づく」を「′ く′ 川′ 长戍づく」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の石川県税事務取扱規程は、平成24年4月1日から適用する。